

杉戸町告示第223号

杉戸町空き家バンク設置要綱を次のように定める。

令和2年11月11日

杉戸町長 古谷 松 雄



杉戸町空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内における空き家の情報を広く提供することにより、空き家の売買及び賃貸借（以下「売買等」という。）の促進、町内への移住・定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度（以下「杉戸町空き家バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人の居住を目的として建築し、かつ、登記をしている建物（区分所有建物を含む。）で、現に居住していない（近く居住しなくなる予定があるものを含む。）ものをいう。ただし、民間事業者による売却又は賃貸を目的とする建物を除く。
- (2) 住宅用地 空き家が建築されている宅地（区分所有建物にあっては敷地利用権又は敷地権）をいう。
- (3) 所有者等 町内の空き家若しくは住宅用地に係る所有権その他の権利（借地権のうち、土地所有者の同意のない土地賃借権は除く。）により売却又は賃貸（転貸を除く。）を行うことができる者をいう。
- (4) 杉戸町空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した空き家の情報を必要と認める範囲内で公開し、空き家の利用を希望する者に提供する仕組みをいう。
- (5) 全国版空き家バンク 国土交通省が選定した事業者が運営し、地方自治体により設置された空き家バンクに登録されている空き家情報等を集約化することで全国の空き家情報等を公開し、提供する制度をいう。
- (6) 協会 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部をいう。
- (7) 業者 協会の会員のうち、事務所所在地が杉戸町内にある宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている宅地建

物取引業者をいう。

(8) 併用住宅 1つの建物に居住部分以外の店舗や事務所等を含む建築物をいう。

(9) 登録物件 杉戸町空き家バンクに登録した物件をいう。

(協会との協定)

第3条 町長は、杉戸町空き家バンクを円滑に運営するため、協会と杉戸町空き家バンク媒介等に関する協定を結ぶものとする。

(物件の登録申込み等)

第4条 杉戸町空き家バンクへ物件の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録希望者」という。）は、杉戸町空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び杉戸町空き家バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合には、登録に必要な物件調査等を協会に依頼するとともに、杉戸町空き家バンク仲介業者選任依頼書（様式第3号）により仲介する業者の選任を依頼するものとする。

3 協会は、前項の規定による依頼があった場合には、仲介する業者を選任し、その業者を杉戸町空き家バンク仲介業者決定通知書（様式第4号）により町長に通知するものとする。

4 町長は、前項の通知を受けた場合には、登録希望者にその旨を報告するものとする。

5 第3項により決定した業者（以下「仲介業者」という。）は、第1項で提出された杉戸町空き家バンク登録カードの内容の確認と物件調査の結果を杉戸町空き家バンク物件調査結果報告書（様式第5号）により町長に報告しなければならない。

(物件の登録)

第5条 町長は、前条第5項の報告書を確認の上、適当であると認めた場合には、杉戸町空き家バンクに登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、その情報を登録することができない。

(1) 法令等に違反している空き家

(2) 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に定めるものをいう。以下同じ。）内にある空き家で、現在の所有者以外の者が使用することができないもの

(3) 老朽、損傷等が著しい管理不全な状態の空き家

(4) 併用住宅で、居住部分以外の店舗や事務所等の専有する床面積部分が延床面積の2分の1以上又は居住部分の床面積が50㎡未満の空き家

(5) 競売に付されている空き家

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長がその情報を登録することが適当でない
いと認める空き家

3 町長は、前2項の規定により登録の可否を決定したときは、杉戸町空き家
バンク登録完了（不登録）通知書（様式第6号）を登録希望者に通知するも
のとする。

4 第1項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して2か年
とする。

5 町長は、杉戸町空き家バンクに登録していない物件で、杉戸町空き家バン
クに登録することが適当と認められるものは、当該所有者等に対して登録を
勧めることができる。

（媒介契約）

第6条 仲介業者は、前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以
下「物件登録者」という。）と媒介契約を締結するものとする。

（登録期間の延長）

第7条 物件登録者は、当該登録の有効期間の満了後も引き続き登録を希望す
る場合は、当該登録の有効期間満了の日の1か月前までに、杉戸町空き家バン
ク登録期間延長申出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2か年とする。ただし、延長する回
数には制限を設けないものとする。

（登録事項の変更の届出）

第8条 物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、杉戸町空き家バン
ク登録内容変更届（様式第8号）に杉戸町空き家バンク登録カードを添え
て町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、杉戸町空き家バンクの登
録事項を更新するものとする。

（登録の抹消）

第9条 町長は、登録物件が次に掲げる事項に該当するときは、登録を抹消す
るとともに、杉戸町空き家バンク登録抹消通知書（様式第9号）を当該物件
登録者に通知するものとする。

(1) 当該物件に係る所有権その他の権利により売却又は賃貸を行うことがで
きる権利に異動があったとき。

(2) 第4条第1項の規定による提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 第5条第1項の規定により登録をした日の翌日から起算して2か年が経
過したとき。ただし、物件登録者が杉戸町空き家バンク登録期間延長申出書
を町長に提出した場合は、この限りでない。

(4) 杉戸町空き家バンクに登録されていることが不相当と町長が認めたとき。
(登録抹消の申出)

第10条 物件登録者は、杉戸町空き家バンクに登録されている情報を抹消しようとするときは、杉戸町空き家バンク登録抹消申請書(様式第10号)を提出しなければならない。

(情報の公開)

第11条 町長は、登録された物件の情報(当該登録に係る物件登録者の個人情報を除く。)について、全国版空き家バンク等を通じて広く公開するものとする。

(利用の申込み等)

第12条 杉戸町空き家バンクに登録された物件の購入又は賃借の申込みをしようとする者(以下「利用希望者」という。)は、杉戸町空き家バンク利用申込書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を確認し、当該希望物件の物件登録者及び仲介業者に通知するものとする。

(物件登録者と利用希望者との交渉等)

第13条 物件登録者及び利用希望者との登録物件に関する交渉及び売買契約又は賃貸借契約については、仲介業者が行うものとし、町長は直接これに関与しないものとする。

2 仲介業者は、前項の交渉及び契約の結果を杉戸町空き家バンク物件交渉結果報告書(様式第12号)により、速やかに町長に報告しなければならない。

3 交渉及び契約に関する一切の紛争については、当事者間で解決するものとする。

(空き家等の保全)

第14条 物件登録者は利用希望者と契約が成立するまでの間又は当該契約の成立後も物件登録者が権利を有する間においては、登録物件の保全に努めるものとする。

(運用上の注意)

第15条 この告示の規定は、杉戸町空き家バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(個人情報の保護)

第16条 この告示に基づく個人情報の取扱いについては、杉戸町個人情報保護条例(平成11年杉戸町条例第23号)に定めるところによる。

(暴力団等の排除)

第17条 杉戸町暴力団排除条例(平成25年杉戸町条例第25号)に規定する暴力団員及び暴力団関係者は、杉戸町空き家バンクを利用することができ

ない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

杉戸町空き家バンク登録申込書

年 月 日

杉戸町長 あて

申込者 住所

氏名

杉戸町空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、下記事項に同意の上、同要綱第4条第1項の規定により、杉戸町空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

- 1 登録内容は、杉戸町空き家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。
- 2 登録を申し込むにあたり、以下の内容について同意します。
 - (1) 物件調査等の一切について、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉葛支部（以下「協会」という。）に依頼すること。
 - (2) 杉戸町空き家バンクに登録した情報（以下「物件情報」という。）を町が協会に提供すること。
 - (3) 物件の詳細調査（立入調査、写真撮影その他物件の確認に必要な調査）を業者が実施すること。
 - (4) 業者が詳細調査した結果を町に提供すること。
 - (5) 物件情報（所有者に関する情報を除く。）及び業者が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。
 - (6) 業者が契約を進める際、相手方に物件情報を提供すること。
 - (7) 業者に広告等の特別な依頼をした場合、発生する実費を負担すること。
 - (8) 宅地建物取引業法第46条第1項の規定による報酬の額を業者に支払うこと。
 - (9) 業者を介して行う交渉及び契約並びに契約成立後の問題等に関して、町が一切関与しないこと。

(10) 登録申込み以降の手續等は、杉戸町空き家バンク設置要綱の規定によること。

3 登録を申し込むにあたり、以下の内容について誓約します。

(1) 登録を申し込む空き家については、宅地建物取引業者との媒介契約は締結しておりません。

(2) 杉戸町暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者ではございません。

(3) 借地の場合、借地権のうち土地所有者の同意のない土地賃借権ではございません。

杉戸町空き家バンク 登録カード （ 新規 ・ 変更 ）

◆物件位置図

◆間取り図

様式第3号(第4条関係)

杉戸町空き家バンク仲介業者選任依頼書

年 月 日

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会
埼葛支部 支部長 様

杉戸町長

印

杉戸町空き家バンク設置要綱第4条第2項の規定により、下記物件の仲介業者の選任を依頼します。

- 1 物件番号： _____ 号
所在地：杉戸町 _____
- 2 添付書類
杉戸町空き家バンク登録カード（様式第2号）

様式第4号(第4条関係)

杉戸町空き家バンク仲介業者決定通知書

年 月 日

杉戸町長 あて

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉支部 支部長

印

年 月 日付けで依頼のあった下記物件の仲介業者の選任について、次のとおり業者が決定したので通知します。

記

1 物件番号： _____ 号

所在地：杉戸町 _____

2 業者名

(1) 免許番号： _____

(2) 商号又は名称： _____

(3) 代表者名： _____

(4) 事務所所在地： _____

(5) 電話番号： _____

(6) その他特記事項： _____

様式第5号（第4条関係）

杉戸町空き家バンク物件調査結果報告書

年 月 日

杉戸町長 あて

仲介業者 住所

氏名

印

杉戸町空き家バンク設置要綱第4条第5項の規定により、物件調査結果の報告をします。

記

物件調査日	年 月 日
物件番号	第 号
所在地	杉戸町
調査結果	<input type="checkbox"/> 登録に支障無し <input type="checkbox"/> 登録に支障有り
登録カードの内容	<input type="checkbox"/> 不備無し <input type="checkbox"/> 不備有り
備 考	

※ 「登録に支障有り」又は「不備有り」の場合は、その理由を備考に記載又は別紙理由書を添付すること。

様式第6号（第5条関係）

杉戸町空き家バンク登録完了（不登録）通知書

年 月 日

様

杉戸町長



年 月 日付けで申込みのあった杉戸町空き家バンクへの登録について、次のとおり登録（不登録）したので、杉戸町空き家バンク設置要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

登録

物件番号： _____ 号

所在地：杉戸町 _____

登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

有効期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※登録内容に変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

不登録

不登録の理由 _____

様式第7号（第7条関係）

杉戸町空き家バンク登録期間延長申出書

年 月 日

杉戸町長 あて

申込者 住所

氏名

杉戸町空き家バンクの登録期間の延長をしたいので、杉戸町空き家バンク設置要綱第7条第1項の規定により、申し出ます。

記

物件番号	第 号
所在地	杉戸町

様式第 8 号 (第 8 条関係)

杉戸町空き家バンク登録内容変更届

年 月 日

杉戸町長 あて

申込者 住所

氏名

杉戸町空き家バンク設置要綱第 8 条第 1 項の規定により、杉戸町空き家バンクの登録内容の変更を届け出ます。

記

物件番号	第 号
変更内容	別紙「杉戸町空き家バンク登録カード (様式第 2 号)」による

様式第9号（第9条関係）

杉戸町空き家バンク登録抹消通知書

年 月 日

様

杉戸町長

印

杉戸町空き家バンク設置要綱第9条の規定により、杉戸町空き家バンクの登録を抹消したので、通知します。

記

物件番号	第 号
所在地	杉戸町
抹消理由	

様式第10号(第10条関係)

杉戸町空き家バンク登録抹消申請書

年 月 日

杉戸町長 へ

申込者 住所

氏名

杉戸町空き家バンク設置要綱第10条の規定により、杉戸町空き家バンクの登録を抹消したいので、申し出ます。

記

物件番号	第 号
所在地	
抹消理由	

杉戸町空き家バンク利用申込書

年 月 日

杉戸町長 あて

申込者 住 所
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

杉戸町空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、下記事項に同意の上、同要綱第12条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号： _____ 号

所在地： 杉戸町 _____

記

- 1 利用申込みにあたり、以下の内容について同意します。
 - (1) 交渉にあたり、物件登録後に選定された仲介業者に本利用申込書を提供すること。
 - (2) 仲介業者が、物件登録者との物件交渉結果を杉戸町に報告すること。
 - (3) 宅地建物取引業法第46条第1項の規定による報酬の額を業者に支払うこと。

- 2 利用申込みにあたり、以下の内容について誓約します：
 - (1) 申込みを通して得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
 - (2) 杉戸町暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者ではございません。
 - (3) 仲介業者及び物件登録者との苦情又は紛争等については、当事者間で解決いたします。

様式第12号(第13条関係)

杉戸町空き家バンク物件交渉結果報告書

年 月 日

杉戸町長 へ

仲介業者 住所

氏名 印

杉戸町空き家バンク設置要綱第13条第2項の規定により、杉戸町空き家バンク物件交渉結果の報告をします。

記

物件番号	第 号
所在地	杉戸町
交渉結果	<input type="checkbox"/> 成立 <input type="checkbox"/> 不成立
交渉の成立又は 不成立年月日	年 月 日
価格	<input type="checkbox"/> 売買 円 <input type="checkbox"/> 賃貸借 円/月 〔 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで 〕
備考	